THE ROTARY CLUB OF SADOWARA WEEKLYBULLETIN
佐土原ロータリークラブ週報

意識を喚起し
進んで行動を

2000～2001年度 国際ロータリーのテーマ

会員増強拡大月間

第６５５回　平成１２年　８月２３日（水）

〔本日のプログラム〕

１．点　鐘	次回予告
２．ロータリーソング	★　８月３０日（水）
「それでこそロータリー」	クラブフォーラム
３．食　事	理事・役員会
４．会長の時間	100 万ドル食事
５．幹事報告	
６．委員会報告	
７．会員卓話	★　９月　６日（水）
岩下　廣美君	９月セレモニー
８．点　鐘	会員卓話
	伊東　忠寛君

9/13. PM 7:00.

佐土原ロータリークラブ

例会日　毎週水曜日（12:30~13:30）　会　長　梶田與之助
例会場　石崎浜荘　☎0985-73-1913　副会長　吉田康一郎
事務局　宮崎県佐土原町大字下那珂3887-17　幹　事　宮原　建樹
〒880-0212　会　計　後藤　明夫
TEL及びFAX　0985-73-7170　会報委員長　池田　仁志

第６５４回例会記録

（２０００．　８．１６）

☆会長の時間

会長　　梶　田　　與之助　君

皆様　今日は

本日は６５４回の例会です。

始めにビジターの紹介を致します。高鍋ＲＣより、時任伸一君と同じく高鍋ＲＣの尾崎敏弘君です。

ようこそ、お出で頂きました。ありがとうございます。

先週のガバナー公式訪問は、長時間に亘り、大変お疲れさまでございました。皆様のご協力をいただき、無事に終了することが出来ましてホッとしております有り難う御座いました。

そして、当日の例会はメークを含めて修正出席率100 %は近年になかったことで、本当に素晴らしい事だと思っております。又、食事に吃驚された会員もおられたと思いますが、「当日の食事は100万ドル食事でお願いします」との要請が安満ガバナーよりありまして、幹事、ＳＡＡと相談して準備した訳であります。100 万ドル食事というのは、ガバナーから説明がありました通り、50万人のロータリアンが1 会員2 ドル節約することにより100 万ドルの経費を浮かし、災害時の寄付等、色々と利用する…という意味があります。

プログラムを見ますと必ず月１回、100万ドル食事が組まれております。食事代を少しでも節約することにより、当クラブの財政にも寄与できるのではないかと思います。ご協力をお願い致します。

☆幹事報告

幹事　　宮　原　　建　樹　君

先週のガバナー公式訪問、大変お疲れ様で御座いました。　ご協力有り難うございました。

本日は例会変更等は届いておりません。

地区大会参加お願いと案内の文書が下記の通り、来ております。

記

１．日時　　平成12年11月25日(土) ～
11月26日(日)2日間

２．場所.　　鹿児島市市民文化ホール
サンロイヤルホテル

大会日程、登録申し込み等は後日、打合せしたいと思います。

☆出席報告

委員長代理　田　村　勝　二　君

会員数	２８名
例会出席者	２０名
出席率	７１％
メークアップ者数	４名
修正出席率	８６％
欠席者名	神宮寺. 恒吉. 太田. 郡司

☆米山奨学委員会

委員長　岩　切　正　司　君

米山奨学委員会の今年度の活動計画であります、奨学金１会員当たり１万円を皆様に再度お願い致します。只今の所、５、６人御寄付いただいております。何卒宜しくお願いしておきます。

☆会員卓話

江崎　富治君

本日は、文化財についてお話ししてみたいと思います。

文化財とは文化財保護法で、別紙１のように定義しており、分類すると別紙２のとおりとなります。

この表のとおり、文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群に分けられています。

まず、有形文化財ですが、文字どおり形のある文化財で、身近な例で申し上げますと、大光寺所蔵の「乾峯士曇墨跡」は有形文化財の書跡、「木造騎獅文殊菩薩及脇侍像」は彫刻で、いずれも国の重要文化財に指定されています。重要文化財の中で特に価値の高いものが「国宝」に指定されますが、本県には「国宝」は存在しません。

次の、無形文化財は一般には人間国宝と称されておりますが、本県に該当者は不在であります。

次は、民俗文化財です。これは、有形と無形に分かれます。有形民俗文化財は歴史的な衣服、器具や家屋で、本県には県博物館所蔵の「日向の山村生産用具」２，２６０点ほか２件の重文があります。

無形民俗文化財は民俗芸能が中心で、民俗芸能の宝庫といわれる本県では西都市の米良神楽、高千穂の夜神楽など５件が重要無形民俗文化財に指定されております。

次の記念物には貝塚以下１３項目も示してありますが、特に重要な記念物は、有形文化財の国宝のように「特別史跡」「特別名勝」「特別天然記念物」に指定されております。本県では「西都原古墳群」が特別史跡、「青島亜熱植物群落」「都井岬ソテツ自生地」「内海ヤッコソウ発生地」が特別天然記念物に指定されています。

最後に、伝統的建造物群とありますがこれは、本県では、「日南市飫肥」「日市美々津」の伝統的建造物群が保存地区として指定されております。

以上、文化財の分類ごとに本県内の国指定文化財を例にお話してまいりましたが文化財には、国指定のほか県指定、市町村指定があります。指定を受けるとどんな特典があるかということになりますが、保存整備に際して補助制度があります。その一方、処分とか現状変更にきびしい規制があります。

さて、表の下２行に「埋蔵文化財」と「文化財の保存技術」があります。「文化財の保存技術」については本県には該当ありませんので、「埋蔵文化財」についてお話いたします。「埋蔵文化財」とは、文化財保護法制定と共につくられた法律・行政用語であり、別紙１の一番下にありますとおり「土地に埋蔵されている文化財」と規定されております。一般的は、地中や水底に埋れている「遺跡」「遺構」「遺物」をさしております。

埋蔵文化財は発掘調査等によりその価値が明らかになってはじめて史跡や考古資料の扱いになるのであって、地中に埋れている未調査の文化財はすべて「埋蔵文化財」で括られているわけであります。

そこで、皆さんとも関係の深い開発行為と埋蔵文化財について触れてみたいと思います。埋蔵文化財に対する行政の立場は学術的な調査や保護のための調査以外は、できるかぎり現状のままを保存し後世に伝えていくというものであります。つまりこれは、考古学や分析科学などがもっと発展するまでは、地中に埋もれさせたままそっとしておく方がベターだとの考え方であります。

そこで、問題になるのが、開発と埋蔵

文化財保護のせめぎあいであります。

文化財保護法に「周知の埋蔵文化財包蔵地」という用語があります。これは、文化財保護行政当局による全国レベルでの調査に基づくもので、各市町村ごとに２万５千分に１の地図に、遺跡番号、遺跡名、遺跡の範囲が示されています。

発掘調査費用や期間のことを考えると「周知の埋蔵文化財包蔵地」内の開発行為は避けるのが一番利口なわけですが、国土の狭いわが国ではなかなかそうとばかりはいきません。道路、河川、農地整備その他公共工事はすべて、文化財保護法が示す手順で、事業部局と調査担当部局の事前協議、確認調査、予算積算、予算計上、本調査と進みます。そして、発掘調査が済みしだい工事着工となりますが、大規模な工事になりますと数年前から協議にはいります。費用の分担は、原因者負担の原則というのがあって、確認調査費は調査担当部局、つまり、教育委員会が分担し、本発掘調査費用は開発部局が負担します。

で、民間開発の際はどうなるのかということであります。この「周知の埋蔵文化財包蔵地」における土木工事等は、着手の６０日前までに市町村の教育委員会、県の教育委員会を通して文化庁長官に届け出ることとなっております。この届け出に基づいて市町村の教育委員会では遺跡の確認調査を行います。これはいわゆる試掘調査で、その結果を基に本調査の必要がある場合は、その期間や費用を試算し、開発事業者との協議を経て工事着工前までに本発掘調査を完了します。

次は、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地域での開発事業の途中で埋蔵文化財が出土した場合です。法律では、貝づか、住居跡、古墳、その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく遅滞なく文化庁長官へ届けなさい、としています。ですから例え、周知の埋蔵文化財包蔵地内でなくとも、教育委員会と事前に協議して、必要なら遺跡の確認調査（試掘）をしておいた方が途中で３か月（最長６月）も工事中断などしないで済む場合もあるわけです。

さて、次に民間開発における発掘調査費用は誰が負担するかという問題です。現在は、確認調査、つまり試掘費は行政、本発掘調査費は原因者負担、即ち開発事業者に負担してもらうというのが全国共通の考え方なのですが、法律的な根拠に乏しく、なかなか理解されにくい現状があります。

面積が広ければすぐに数百万円はかかってしまう。しかし、文化財保護法をクリアしなければ開発行為は許可されないので涙を飲んで費用を負担することになるわけであります。

埋蔵文化財は、一度破壊されたら永久に消滅し、その重要性とか学術的な価値も不明のまま失われてしまいます。ですから埋蔵文化財は、いま発掘しなければ失われるような緊急性のあるもの以外はそっとしておくというのが保護行政の立場です。開発行為がなければ破壊も無し、ですから埋蔵文化財は国民共有の財産であるとの理解のもとに、その調査費用は原因者負担でお願いするというものです。

さて、最後に、非常に現実的な問題として、発掘して出てきた文化財は誰のものかということがあります。文化財保護法では、遺失物法を準用して所轄の警察署に届けることとしておりますが、それが文化財であると認定された場合の所有権は都道府県となります。一般的には発掘調査にかかる協定書に、地権者あるいは開発事業者の所有権放棄の条項を入れています。以上埋蔵文化財を中心にお話ししましたが、ご不明な点は町の教育委員会へお問い合わせください。